

平成29年第4回宮古島市農業委員会総会議事日程

- 1) 会議の日時 平成29年4月21日 金曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室
- 2) 出席状況 委員数 29名
- 3) 議決の事項
- 日程第1 議事録署名員の指名について
- 5番 田名和彦 6番 仲里敏夫
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)
- 日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5号第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

平成 29 年第 4 回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 21 日 木曜日 14 時 00 分から 16 時 20 分

2. 開催場所 上野庁舎 1 階大会議室

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		×	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

3. 出席委員 (29 人) 委員数 (30 人)

4. 欠席委員 (1 人)

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男

5 番委員 田 名 和 彦

6 番委員 仲 里 敏 夫

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明 次 長 上 地 寿 男 農政係長 下 地 一 史

農地係長 川 満 邦 弘 主任主事 伊 良 部 哉 主任主事 上 原 み ち 子

開 会 14 時 00 分
閉 会 16 時 20 分

議 長： ただ今から、平成 29 年第 4 回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は 29 名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第 11 条により
総会は成立しております。
本日、1 名の欠席の旨通知がありましたので、ご報告致します。

議 長： それでは、日程第 1 議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第
14 条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長： それでは、5 番：田名和彦委員、6 番：仲里敏夫委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議 長： それでは、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としま
すが、会議の運営上、有償移転・使用・賃貸借権・無償移転の順に説明と意見を求めたいと思
いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： それでは、議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題
とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）は 14 件ございます。
まず、受付番号 1 番から 14 番までの説明をいたします。

【議案第 1 号、受付番号 1 番から 14 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号 1 番から 14 番までは、議案書 12 ページから 25 ページの調査書のとおり、農地法第 3
条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い
いたします。

1 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、空港ターミナルから西側滑走路沿い道路側約 200m に位置します。
現況は、さとうきび収穫後で周辺農地は、さとうきびが植え付けてあります。

- 5 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西城保育所より城辺方面へ 350m進むと左側に比嘉公民館向けの道路があります。
公民館向けに 400m進むと大きな十字路があり、その十字路を左折、西向けに 650m進むと畑でカーブがあり、そのカーブを越えた右側に位置します。現在は、収穫後の畑で、周辺はさとうきびですが、西の方にマンゴーハウスがありました。申請人は、新規とありますが農業技術としては、30 年以上の経験があるので実績的には問題ありません。
- 7 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、南静園から島尻集落に入る入口 500m手前右側の草地です。
現在、牧草地だが申請人は農地希望との事で購入します。
この物件は、先月の不在地主相談会の際に相談を受けその後の売買となっています。
- 8 番委員： 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、通称北側一周線とも言いますが（狩俣⇄保良線）そこに宮古環境保全センターがあり、その隣 50mに位置します。面積的には小さいが申請人の畑に隣接するとの事で、今回申請する事になりました。申請人は、会社勤めをしながら農業をし、将来的には本格的に農業に取り組みたいとのことで、面積規模拡大の為の申請となっています。
- 12 番委員： 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺中学校より北側方角 400mに位置します。製糖時期に確認した所、牧草地や墓地がありましたが昨日確認した所、開墾され墓地も撤去されていました。
- 17 番委員： 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、長山港から伊良部高校向け約 1 km進むと右側に牛舎があり、その牛舎を北西へ 500~600m進んだ位置に所在します。申請人は、さとうきび・カボチャを栽培しており、現在はカボチャ収穫後で平地になっています。
- 18 番委員： 受付番号 7~9 番について、現地調査の結果を報告いたします。
7 番の申請地について、福嶺小学校東側に位置します。申請人は、宮古島でもシークァーサー栽培をしたいとの事です。
8 番の申請地について、国道 390 号線、難工事の手前 3 F 建物を南の方へ福中集落向けに進むと福中公民館がありその南側に位置します。申請人は、さとうきび栽培をしており、申請地周辺は、さとうきび畑です。
9 番の申請地について、福南公民館の西側の方に位置しています。申請人は畜産を営んでおり申請地には牧草を植える予定です。
- 19 番委員： 受付番号 10 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、通称高野空港線の J A 資材店を北へ約 70m進むと右側に位置します。
現状は、半分去年の夏植え、半分今年収穫予定のキビが残っていました。申請人は、漁師をしていたが今回はさとうきび栽培で頑張るとの事です。

20 番委員： 受付番号 11～14 番について、現地調査の結果を報告いたします。

11 番の申請地について、空港東側にある、たらま屋の東側約 100m J T A 宮古島ドームの南側 200m に位置します。現状は、今年度収穫したキビの跡地になっています。申請地は、面積が小さいので、ビニールハウスを建て果樹を作りたいとの事です。申請人は、アルバイト的な仕事をしていましたが現在は無職です。

12 番の申請地について、久貝 267-1・269 番地は、久松の久貝集落西側にある久貝墓地団地すぐ西側に位置します。道路を隔てて南側には、数十m で与那覇湾、近くには小さな漁港があります。申請地には、調査時点で今期収穫するさとうきびが作付けされており、北側と西側に広がる圃場には、ほぼさとうきびが栽培されています。

13 番の申請地について、上野線にある咲美弁当を上野に向け約 100m 右折し、未整備の新豊線があります。その上野線から新豊向け約 500m、J T A ドーム宮古島南東約 500m に位置します。申請地は、圃場整備されていますが、西側は未整備の畑地が広がっています。今期収穫した跡地になっています。

14 番の申請地について、久松集落から松ヶ原ゴルフ場に向けての中間地点に位置します。申請地に倉庫が建っておりますが、倉庫は旧平良市の時に譲渡人が用途変更の手続きをして建ててあります。申請人は、この倉庫を農機具倉庫として使用する予定です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 番委員： 受付番号 10 番（1472-92 番）について、登記簿「原野」・現況「原野」とありますが、間違いですか？

事務局： ご指摘の通り登記簿上は、原野です。現況は、畑です。入力ミスです。

26 番委員： 受付番号 10 番について、市有地の売却と思われませんが、申請人に市有地（469 m²）の面積を譲っても良いという判断の基準、判断の材料とかがありますか。

事務局： 宮古島市内の農地の中には、現況で原野・登記簿で原野というものもありますが、用度管財係に市の土地、農地も含めて借り入れをされている方々が宮古島市には何名かいます。旧市町村合併前からの小作・賃貸契約により土地を借りているが、宮古島市としては借りている方が「親の代から数十年に渡り小作していて今回、売却してほしい」旨、用度管財係に申し出をすると、農地が絡んでいる分については農地法の関係上できるだけすみやかに売却します。総務部の中に「土地売却審査会」があり、そこで決定します。今回の案件は、明らかに畑の面積分が大きい為、3 条の許可が必要との事で、申請人の隣接する土地があり、まとめたいたの申し出があったので宮古島市も承諾して今回の売却に至っております。

議長： ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 14 番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は 5 件でございます。まず、受付番号 15 番から 19 番までの説明をいたします。

【議案第 1 号、受付番号 15 番から 19 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

事務局： 受付番号 17 番についてお詫びと説明を申し上げます。
昨年 12 月に社会法人ムサアザ福祉会が司法書士事務所を通して 3 条申請し、許可が出た案件です。ムサアザ福祉会は社会福祉会法人である為、3 条申請にあたっては「解除条件付」の賃貸借となる旨を福祉会、司法書士事務所に通達しておりましたが、これを失念して申請書が作成・提出され、こちらも確認不足のまま総会に諮り可決されました。去った 3 月に集出荷場農機具置場として利用する為に、一部転用の 5 条申請がなされ、許可相当として県に進達中のところ、県担当者から「解除条件付の賃貸借権が設定されていない農地なので適当ではない」との指摘がありました。その為、12 月に出した許可を願い出により取消、改めて解除条件付の賃貸借として今月の案件としました。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局： 受付番号 15 番から 19 番までは、議案書 26 ページから 30 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1 番委員： 受付番号 15 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古島空港ターミナルから北東向け 400m に位置します。現状は、さとうきびが植え付けられています。周辺農地は、ほとんどさとうきび畑となっています。

- 5 番委員： 受付番号 16 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、比嘉公民館前の道路を西向け 400m進むと右側に位置します。現在は、収穫後の株出し管理がされています。申請地は、貸付人が前々より小作させていましたが、無許可の小作ということで今回の賃貸借設定に至りました。
- 8 番委員： 受付番号 17 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、先程事務局から説明があったとおり、12 月に申請されています。
所在地は、福山集落の 300m 西の方に位置します。北側には、大福牧場があります。
申請者は、利用者の就労支援ということです。周辺の農地は、ほとんどさとうきび栽培です。
- 17 番委員： 受付番号 18 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部高校正門を北西へ約 500mに位置します。現在カボチャ収穫後で更地となっています。さとうきび、カボチャ栽培をしています。
- 20 番委員： 受付番号 19 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地西仲宗根 589-3 は、宮古島クリーンセンターの南約 500m に位置します。申請地の西側は資材ヤード、南側は荒れた屋敷に接し、東と北側はさとうきびの圃場が広がっています。申請地には、申請人の父親が貸付人から口頭で借りて細々と野菜作りをしていたが、今回娘が島内出荷用の野菜を栽培する事になりました。申請地狩俣 2670 番地は、県道狩俣線と宮古島海中公園の間に位置します。申請地は、今期収穫したキビ後で圃場整備事業も完了しています。申請地には、さとうきびを作る予定をしています。
- 議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。
- 2 番委員： 受付番号 15 番について、国有地と思われませんが、その説明が事務局よりありませんでした。経営面積 45.5 a、自作 0、借入地 45.5 a、この人の名義ではないのでは？説明不足ではありませんか？
- 事務局： 面積的に不足という事ですが、経営面積の借入地 45.50 m²ですが、財務出張所の方から貸付人が申請人に借りる権利を譲るという事であります。通常、個人の土地ではないという事です。
- 議 長： ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

- 議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号 15 番から 19 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。
まず、受付番号20番から26番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号20番から26番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号20番から26番までは、議案書31ページから37ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号20番から26番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は12件でございます。
まず、受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

※ 受付番号5番についての補足です。
賃貸人と賃借人は夫婦関係です。合計面積で農地台帳では、面積集計において世帯間で集計された数字が入ってきます。夫婦、他に子供がいれば合計面積が集計されてきますが、2人共同し数字が入っています。貸付で21.4aとありますが、全9筆中1筆のみ賃貸人所有のものであり、残りは賃貸人所有となって賃貸人が貸付となっている農地が世帯全員となって集計され数字が上がっています。賃借人は、農地は所有していますが貸付はしてないですが、台帳システム上数字が上がっています。システム上は世帯ですが、基盤強化法では個人扱いで対応しますので、問題ないと判断しました。

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
議案の朗読ならびに説明を終わります。

- 議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
- 2 番委員： 受付番号 1～2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号 1 番・2 番、隣接していますので、一括して説明します。伊良部高校から通称佐和田線を佐良浜向けに進むと二つ目の三叉路を北東方角へ約 100m 進むと左側に石積があり、そこが申請地となります。現地調査した際は、株出し管理がされていました。申請人は、農機具等全部揃っております。
- 5 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西城中学校隣ワールドモータースの前の道路を西向けに 3 km 進むと申請地があります。現況は、去年植え付けの来期収穫予定の夏植えがありました。4 筆に分かれています。区画整理済みで 1 つにまとまっており、まだ本換地されていないということです。おそらく 4 筆になっているかと思われます。現在は、さつまいも・さとうきび作りに頑張っています。
- 9 番委員： 受付番号 4～5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号 4 番の「与那覇前原 865-1」は、宮古島東急リゾートの北西の方に位置します。与那覇の前山御嶽があります。前山御嶽の脇の方に(株)石勝エクステリアという、東急の庭園を管理する会社があります。その会社と東急の職員宿舎が隣接しており、その真後ろに申請地があります。その道路を隔ててすぐ東側に「与那覇大代原 901-10」が所在します。
「与那覇西野原 781-1・781-2」は、その場所から北の方角 200m の所に鉄塔があり、その鉄塔のある所に位置します。調査した日 (3/27) には、まだ収穫されていないさとうきびがありましたが、今朝行くと、収穫済みでした。「与那覇前原 865-1」には、すでに野菜が植え付けられていました。露地栽培も頑張っているとの事です。申請人は、10 年ほど前から施設園芸を営んでおり、とうがんやゴーヤーを栽培しています。
受付番号 5 番について、先程、事務局からも説明ありましたが所在地は、メイクマンから植物園向けに進むとマンゴーハウスがあり、その 200m 先、細竹集落に入る手前右折三叉路の脇に位置します。調査した 5 日には、磁気探査がされたままでしたが、一昨日行くとオクラが植え付けられていました。申請人は、3 年程前に退職し、本格的に農業を営んでいます。
- 11 番委員： 受付番号 6～7 番について、現地調査の結果を報告いたします。
受付番号 6 番の申請地は、添道公民館を北側向けに行くと十字路があり、その十字路を福山方面 800m 程進み左折、100m 進んだ所に位置します。現在、露地栽培の野菜が植え付けられており一部パイプハウスがあります。現在、申請人は出荷用の野菜栽培を頑張っています。
受付番号 7 番の申請地は、松ヶ原ゴルフ場から久松集落へ抜ける道路を 600m 集落向けに進み右折 150m に位置します。現場確認の際は、収穫前のキビが残っていました。申請人は、キビ栽培を頑張りたいとの事です。
- 18 番委員： 受付番号 8～9 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号 8 番・9 番同じ場所に位置します。皆福地下ダム公園を南向け 300m 進むと十字路があり右折 300m 進んだ所に位置します。申請人は長年、福東地区の原料員を務めておりキビ作の模範的な方です。

20 番委員： 受付番号 10 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、「東仲宗根添 3456-6・3458」は、隣接であり、耕作は 1 筆として使用しています。当該地は、高野集落より一周線を福山向けに進むと途中に 3~4 件程の大浦集落がありその集落の北側 70m くらいの所に位置します。これまでは、申請地を口約束で借受け、さとうきびを栽培していましたが、今回書面により契約することになりました。これまで同様さとうきびを栽培するとのことです。

21 番委員： 受付番号 11 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西辺中学校南向け約 500m 進み三叉路を右折約 400m 進むと左側にハウスがあります。そこが、申請地です。ハウスを新規導入しました。申請地は 2 筆となっていますが、南側の 1 筆には、ビニールハウス、もう 1 筆には収穫前のさとうきびがあり、ビニールハウスには、インゲンを栽培します。周辺は、さとうきび畑です。

23 番委員： 受付番号 12 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、仲原ダムの東側 100m に位置します。賃貸人と賃借人は親子です。
現況は、収穫後の株出しが管理がされています。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

4 番委員： 受付番号 6 番について質問します。5 番の案件で同一世帯の経営面積が世帯間の合計という説明を受けました。6 番についても賃貸人と賃借人が夫婦ということで説明を受けました。経営面積で 220.2 m²と、お互い経営面積を持っているという形で記載されていますが、《システム上、同一世帯は合計で出る》という説明を受けた後で 6 番では夫婦異なった面積が記載されていますが、この辺をもう一度詳しく説明をお願いします。

事務局： 受付番号 6 番について説明します。
《国仲幸子外 1 名》と申請人は夫婦ですが、《国仲幸子》個人名義と《国仲幸子外 1 名》とそれぞれ別に農地台帳上集計されています。《国仲幸子外 1 名》という名義では、記載のあるとおり 220 a という面積ではありますが、申請人の面積 41 a というのは、妻本人の持っている農地であり、別世帯という扱いで、それぞれ違う数字が出てきます。申請人は、新規就農者という事で土地を借りるという申請であります。

4 番委員： 《国仲幸子外 1 名》の名義が 220 a、申請人経営が 41 a というのは、外 1 名の名義ということですか？同世帯で、国仲幸子個人の名義が入り込んでいるということですか？

事務局： 《国仲幸子外 1 名》の名義が共同名義になっています。《国仲幸子個人名義》であれば、同一世帯で記載されますが、《外 1 名》になっていますので、同一世帯ではありません。今回の件は、《国仲幸子外 1 名》の農地を申請人が借ります。共同名義は、国仲幸子・武島好次郎 2 人の名義になっています。この 2 人の同意を得ての賃貸借になるので同一世帯で、国仲幸子個人名義であれば、受付番号 5 番の申請と同じように記載されますが、《国仲幸子外 1 名》の共同名義なので、同一世帯ですが、経営面積は別々となっています。

4 番委員： 最後の 12 番についてお願いします。賃貸人の経営面積、貸付 30.8a 賃借人が借り受けで 30.8a 内容は、《新規》となっていますが、面積自体が 3 種類共一緒ですが、詳しく説明をお願いします。

事務局： 申請人は、賃貸人から島外農地に関して平成 29 年 4 月 1 日まで土地の借用という事で元々、利用権設定されておりました。今回、《新規》ということで申請をしていますが、《継続》という事です。《新規》という記載がありますが、訂正をお願いします。

議 長： ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第 4 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 9 件でございます。まず、受付番号 1 番から 9 番までの朗読説明をいたします。

【議案第 3 号、受付番号 1 番から 9 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。申請地について、松ヶ原ゴルフ場東側の交差点から宮古空港西側滑走路沿い、空港向け 500m 進むと左側に所在します。調査時は、今期収穫のさとうきびがまだ残っていました。申請人は、さとうきび栽培で頑張りたいとの事です。

- 19 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地について、空港前にある「たらま屋」を下地向け 150m～200m 進むとマンゴー栽培の
ビールハウスがあり更に 50m 進むと左側スジ道に位置します。現況は、収穫前のさとうきびが
ありました。申請人は、飲食店（寿司屋）を経営しながら農業も頑張るとの事です。申請人の
実家より農地を譲り受けました。
- 18 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地について、城辺中学校前の十字路を南へ約 500m 進むと平安山修理工場があり、福南団
近くに位置します。申請人は、畜産業なので草地になるかと思えます。
受付番号 4 番について、中休みから友利線を友利向けに進むと宮古総合開発城辺工場があり、
300m 進んだ所に位置します。申請人は、さとうきびを基本に農業を営んでいます。
受付番号 5 番について、比嘉集落センター北側裏の方に位置します。申請人は、さとうきびを
中心に営んでいる若い青年です。
受付番号 6 番について、比嘉集落センター前、旧城辺 5 号線城辺方面へ向かうと左側に位置し
ます。申請人は、畜産業を営んでいます。
- 20 番委員： 受付番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地について、久松より川満向けに海岸沿いを進むと左側に松原地区 2 号給水所があります。
給水所のすぐ北側に位置します。申請地は、去年圃場整備が完了し現在仮換地です。申請人は、
自動車整備工場の代表を務めていましたが、農業を本格的にやりたいとの事で子供にゆずり、
とうがらし栽培をすとの事です。
- 21 番委員： 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地について、西辺中学校を左に約 1 km 進むと 5 叉路になり、それを左折、約 400m 進むと
左側に位置します。仮換地も済んでいます。賃貸人が神奈川に住んでいるとの事で耕作放棄
地になっており雑草等がありましたが、この度申請人が譲り受け耕作することになりました。
周辺もさとうきび畑、申請人もさとうきびを栽培する予定です。
- 23 番委員： 受付番号 9 番について、現地の結果を報告します。
上野庁舎より、平良方面へ進むと三叉路があり、その三叉路を平良方面へ更に 300m 進むと
左側に位置します。現況は、さとうきび畑です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づ
く農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農用地利用配分計画案は、1件でございます。
まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

この案件は、先月の第3総会において、沖縄農業振興公社の方に借り受けされていますが、今回、申請人が10年間の貸借という事で申請しています。
上野の資源リサイクルセンターを南向け約800m、上野と城辺の境界に位置しています。

以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

《質疑なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。
議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

休憩 15：20

再開 15：32

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第 6 議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、10 件でございます。まず、受付番号 1 番から 10 番までの説明をいたします。

【議案第 5 号、受付番号 1 番から 10 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号 1 番から 10 番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第 5 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 47 条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

8 番委員： 現地調査の状況の前に現地調査の報告をいたします。平成 29 年 4 月 11 日（火）に行いました。調査員は、10 番委員・瑞慶覧健一、野崎達男会長、宮古農林水産振興センター宜保、8 番委員大浦敏光、事務局から、下地明事務局長、上地寿男次長、川満邦弘農地係長、上原みち子主任主事で行いました。日程は、10:00～10:15 まで事務局にて調査内容について調整会議、10:30～16:20（12:00～13:00 の昼食を挟む）迄は、現地調査を行い、5 条申請 10 件・非農地申請 6 件、合計 16 件です。16:30～16:50 迄、事務局にて調査内容の整理をしました。調査の結果、顛末書を要する案件が 2 件ありましたが、特に違反等の案件は見受けられませんでした。

それでは、5 条申請受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、下地地区の高千穂集落積間地区に位置しております。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、10ha 以上の一団の農地に囲まれた第一種農地と判断しました。（集落接続）

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、下地地区の前浜港近くに位置します。農地の広がりあり、宅地の広がりなし。
農の区分、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供する面積が 1/3 以内の一団の
農地に囲まれた第一種農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、バイパス通りにある島の駅みやこから 200m 東側に位置します。
農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、用途地域（第 2 種中高層住居専用地域）
に指定された第 3 種農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 番委員： 資料 17 頁にある顛末書ですが、「平成 27 年に前面道路掘削工事で管理設の際、施工業者から
工事車両の駐車場、残土置き場として利用させてほしい旨の依頼があり応諾いたしました」に
応じております。これに対し、一時転用が出されていたのかどうか。
出されていないければ、これは違反転用になります。この顛末書を見ると、それをそのままにし
ておいた状態で農業委員会に相談し、相談した後も適切な申請をしていないという事ですが、
この顛末書では当てはまらないのでは？と思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 平成 27 年当時、一時転用申請はなかったと思われます。現場確認の際、駐車場に使用されて
おり、転用する分に当たっては無断転用の状態でしたので、今回の申請時に顛末書を提出して
するよう指導しました。
「農業委員会が相談を受けたからそのままで良い」とか、「農業委員会と無断転用について相
談をした」とか、「相談したからそのままで処理した」という事ではなく、あくまでも《現場
確認をした結果、無断転用駐車場なので、顛末書を添付しないと認められない》という指導で
あったという事です。

2番委員：この顛末書を作り直すという事でお願いします。無断転用については、前々から話をしていますが、無断転用という事を施工業者は知っていながらやっているのか？やっっているから戻さないのは悪質なのでは？建設業者に通告をするべきだと思っています。そういうことが全然なされていないので業者は勝手に転用し、5条申請の際になって顛末書を添付、それを認める...その繰り返しなので、違反転用をしないように必ず農業委員会に申請して許可をとるよう建設業協会へ文書通知をした方が良いと思います。

事務局：建設業者への文書通知については、一昨年から7月の「無断転用の月間」に合わせて指名業社全社に文書・違反転用のパンフレットを送付しています。通知後、相談する業者や、届出をする業者が増えていますが、許可をもらった後の完了報告が提出されていないのが現状です。これについては、事務局の方でも何か対策を考えたいと思います。

局長：一時転用申請が毎月ありますが、その後の完了報告迄を徹底して農業委員会の方でも管理されていないという事がありますので、転用したのを一筆一筆確認するという作業も行っていきたいと思います。

議長：ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員：受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、バイパス通りのJA給油所近くに位置しております。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断しました。(集落接続)

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8 番委員： 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、バイパス通りの JA 給油所近くに位置しております。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、10ha 以上の一団の農地に囲まれた第 1 種農地と判断しました。

(集落接続)

11 番委員： 今回申請された「522-7・521-9・529-1」の道路がありますが、これらは位置指定を受けた道路かどうか確認です。

事務局： 参考資料 28 頁に進入路について記載されていますが、平成 27 年に位置指定を受けている道路です。

議 長： ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8 番委員： 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、バイパス通りにある JA 給油所近くに位置します。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第 3 種農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4 番委員： 土地の所要面積 476 m²に対し、建築面積 486 m²になっていますので確認をお願いします。

事務局： 所要面積は転用面積で良いが、平面図に建築面積と延べ面積を記入するよう指導していますが、事務局の確認ミスです。こちらは訂正可能ですので、建築面積を確認して図面の差し替えをしたいと思います。

議 長： ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を後ほど報告を加えて原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員： 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、東小学校近くに位置します。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分、
宅地等により分断された連たん近接の第2種農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員： 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、東小学校近くに位置します。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分、
宅地等により分断された連たん近接の第2種農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員： 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部地区の仲地集落内に位置します。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、
農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断しました。(集落接続)

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

9 番委員： 受付番号 10 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野地区の新里集落内に位置します。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、
農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第 3 種農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 10 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第 6 議案第 5 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第 7 議案第 6 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の非農地証明願は 6 件でございます。受付番号 1 番から 6 番までの説明をいたします。

【議案第 6 号、受付番号 1 番から 6 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

10 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、池間集落内から1kmの海岸沿いに位置します。岩盤で3m以上の雑木等が生い茂り、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、受付番号1番を原案のとおり決定いたします。次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員： 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、沖縄県宮古事務所から300m程の西側に位置し、一部は用途地域内にあり、また3m以上の雑木等が生い茂り、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、受付番号2番を原案のとおり決定いたします。次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員： 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部の長山港の近くの海側に位置し、岩盤で3m以上の雑木が生い茂り、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号3番を原案のとおり決定いたします。次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員： 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は、城辺地区の福里集落にあり、3m以上の雑木が生い茂り、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号4番原案のとおり決定いたします。次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員： 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は、池間島一周道路の東側海岸沿いの海側に位置し、岩盤で3m以上の雑木が生い茂り、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号 5 番を原案のとおり決定いたします。次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10 番委員： 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、栄寿園の西側 400m に位置し、3m 以上の雑木が生い茂り、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4 番委員： 事務局・調査員への確認です。参考資料 36 頁に現地確認調査書がありますが、土地の状況などの調査記入が一つもありません。本当に調査をしたのかどうか、記入漏れなのか、説明をお願いします。

事務局： すみません。記入漏れです。

議 長： ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号 6 番を原案のとおり決定いたします。
日程第 7 議案第 6 号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第 21 条 (委員の発言)

《発言なしの声あり》

議 長： 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字
その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長： それでは、以上をもちまして、平成 29 年第 4 回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会 16 : 20

平成 29 年 4 月 21 日 (金)

会 長 野崎 達男

5 番委員 田名 和彦

6 番委員 仲里 敏夫